(目的)

第1条 この要綱は、新潟市が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりを推進するために、一般財団法人地域総合整備財団(以下「財団」という。)の支援を得て民間事業者等に供給する無利子資金(以下「地域総合整備資金」という。)の貸付業務の実施にあたり、その基準を定め、その業務の公正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(貸付対象費用)

- 第2条 貸付の対象となる費用(以下「貸付対象費用」という。)は次に掲げるものとする。
 - (1) 設備の取得等に係る費用
 - (2) 試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用(人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利、リース料をいう。以下同じ)

(貸付対象事業)

- 第3条 貸付の対象となる事業は、新潟市長(以下「市長」という。)が策定した地域振興 民間能力活用事業計画に位置づけられた民間事業者等による事業であって、次の各号の すべてに該当するものとする。
 - (1) 公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの
 - (2) 事業の営業開始に伴い、事業地域内において5人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの (地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第22条の2第3項の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる同法第2条第6項に規定する地域脱炭素化促進事業(以下「地域脱炭素化促進事業」という。)、同法第36条の25第1項の規定により株式会社脱炭素化

支援機構の支援の対象となった事業者が、同項の規定により対象事業活動支援を 受けて行う同法第36条の2に規定する対象事業活動(以下「支援対象事業活動」 という。)及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成 23年法律第108号)第2条第5項に規定する認定事業者が同項に規定する認 定発電設備を整備する事業であって、市長が地域振興の観点から特に支援が必要 と認める場合にあっては1人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの)

- (3) 事業の貸付対象費用の総額(用地取得費を除く。)が1,000万円以上のもの
- (4) 用地取得等の契約後5年以内に事業の営業開始が行われるもの
- 2 前項に規定する事業のうち、次の各号に掲げる施設を整備する事業は原則として貸付 対象から除外する。
 - (1) 第三者に売却又は分譲することを予定する施設
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122 号)第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業 の用に供される施設

(貸付対象者)

- 第4条 貸付の対象となる民間事業者等は、法人格を有する団体とする。
- 2 前項に規定する法人は、次に掲げる要件に該当するものとする。
 - (1) 既に納期を経過した市税を完納している者
 - (2) 暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号)第2条第2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないもの

(貸付額)

- 第5条 第3条に規定する貸付の対象となる事業(以下「貸付対象事業」という。)1件あたりの貸付額は、概ね300万円以上とし、42億円を限度とする。ただし、貸付対象事業が年度を越えて実施される場合であって、当該貸付対象事業が複数の施設を一体的・複合的に整備するものである場合には、1件あたりの貸付額は63億円を限度とする。
- 2 貸付対象事業1件あたりの貸付対象費用に対する貸付額は、当該貸付対象費用から国 庫補助金等の額を控除した額(ただし、用地取得費を第2条第1号に規定する設備の取 得等に係る費用の3分の1を限度として同号に規定する費用に算入することができる。) の35パーセントを限度とする。
- 3 貸付対象事業1件あたりの第2条第2号に規定する費用に対する貸付額は、当該貸付対象事業1件あたりの貸付額の総額の20パーセント(貸付対象事業が、試験研究開発用資産の取得等に係る費用及び当該資産の取得等に伴い必要となる付随費用のみを貸付対象費用とする場合又はソフトウェア開発事業若しくは情報処理・情報サービス事業である場合にあっては50パーセント)未満とする。
- 4 連携中枢都市圏構想推進要綱(平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知)に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約又は連携中枢都市圏ビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中「42億円」とあるのは「67.5億円」と、「63億円」とあるのは「101.2億円」と、第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」とする。
- 5 地域脱炭素化促進事業及び支援対象事業活動に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中「42億円」とあるのは「67.5億円」と、「63億円」とあるのは「10 1.2億円」と、第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」とする。
- 6 1件あたりの貸付額は、100万円未満の端数をつけないものとする。

(貸付利率)

第6条 貸付利率は、無利子とする。

(貸付対象期間)

第7条 貸付対象期間は4年以内とする。

(償還期間等)

第8条 貸付金の償還期間は、20年(5年以内の据置期間を含む。)以内とする。

(償還方法等)

第9条 貸付金の償還方法は、元金均等半年賦償還の方法によるものとする。この場合に おいて、半年ごとの償還額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は合計 して最終償還期日に償還するものとする。

(債権の保全等)

第10条 市長は、貸付けに係る債権の保全及び回収の確保を図るため、民間金融機関等 確実な保証人の連帯保証を徴するものとする。

(貸付の方法)

第11条 貸付けは、証書貸付けの方法によるものとする。

(遅延利息)

第12条 借入人が貸付金の償還を怠ったときは、当該償還期日の翌日から支払日までの 日数に応じ、当該償還金額につき年14パーセントの割合を乗じた金額の遅延利息を徴 収するものとする。

(繰上償還)

- 第13条 借入人は、次の各号の一に該当するときは、期限の利益を失い、借入金の全部 を直ちに償還するものとする。
 - (1) 借入人若しくは保証人が支払いを停止したとき又は借入人若しくは保証人に 関して破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算 開始の申立てがあったとき。
 - (2) 借入人若しくは保証人が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- 2 借入人は、次の各号の一に該当する場合で、市長が請求したときは、期限の利益を失い、借入金の全部又は一部を直ちに償還するものとする。
 - (1) 借入人が市長の策定した地域振興民間能力活用事業計画又は法令に反したとき。
 - (2) 借入人が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
 - (3) 借入人が貸付対象事業により取得した物件を他者に譲渡等を行うこと又は貸付対象事業に係る営業の休止、廃止等を行うことにより、貸付けの目的が達成されることが困難になったとき。
 - (4) 借入人が貸付対象事業に係る民間金融機関等からの借入金の全部又は一部を 繰上償還したとき。
 - (5) 借入人が貸付金の償還を怠ったとき。
 - (6) 借入人がその他正当な事由なしに資金の貸付けに係る条件に違反したとき又は義務の履行を怠ったとき。
 - (7) 借入人に関して他の債務のため仮差押、保全差押若しくは差押があったとき 又は競売の申立てがあったとき。
 - (8) 借入人が解散したとき。
 - (9) 保証人が前3号に定める事由の一に該当したとき。
 - (10) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたと市長が判断した

(借入申請)

- 第14条 地域総合整備資金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、 借入申込書(様式第1号)及び事業計画書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付して、 市長に申し込みを行わなければならない。
 - (1) 事業者概要書(様式第3号)
 - (2) 設備の取得等及び当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用並びに資金 調達に係る計画書(様式第4号及び様式第4号の2)
 - (3) 年度別損益・資金収支計画書(様式第5号)
 - (4) 過去3期分の損益計算書及び貸借対照表
 - (5) 連帯保証予定者の意見書(様式第6号)
 - (6)既に納期を経過した市税を完納していることを証するもの(新潟市に納税義 務がない場合を除く。)
 - (7) その他貸付審査にあたり必要な補足資料
- 2 申請者は、前項の借入申込の内容に変更が生じたときは、借入申込内容変更書(様式 第7号)を速やかに提出しなければならない。

(貸付の審査)

- 第15条 市長は、前条の借入申請を受けた場合は、当該貸付案件が本要綱に則したものであるか否か、また、本市の計画や構想等に適ったものか否かについて総合的に審査を行うものとする。
- 2 市長は、前項において審査した貸付案件が、財団における調査、検討を求める必要が あると認めたときは、本市の計画や構想等における当該案件の位置づけ、本市が支援し ようとする趣旨等を明らかにするため、地域振興民間能力活用事業計画を策定し、前条

の書類の写しとともに財団に送付するものとする。

(貸付の決定及び通知)

第16条 市長は、審査の結果、資金の貸付けを行うことを決定した申請者に対しては、 地域総合整備資金貸付決定通知書(様式第8号)を交付し、貸付けを行わないことを決 定した申請者に対しては、この旨を通知するものとする。

(事情変更による決定の取消)

- 第17条 市長は、地域総合整備資金の貸付決定をした場合において、貸付決定を受けた 申請者が法令に反する等その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、貸付決 定を取り消すことができる。
- 2 市長は、前項の規定により貸付決定を取り消すにあたって、財団の意見を参考とする こととする。
- 3 前条の規定は、第1項の処分をした場合に準用する。

(貸付契約等)

第18条 市長は、第16条の規定により貸付の決定を行った場合は、借入人と金銭消費貸借契約締結証書(様式第9号)により契約を締結するものとする。この場合において、第10条に規定する連帯保証人は、市長に保証書(様式第10号)を提出するものとする。

(貸付金の交付)

- 第19条 借入人は、貸付金の交付を受けるにあたっては、あらかじめ貸付金の交付に係る状況報告書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。
- 2 貸付金の交付は、前条の金銭消費貸借契約の締結後、一括して、財団の口座を経由の

うえ、市長の指定する借入人名義の金融機関の口座に振り込むものとする。

(貸付対象事業の完了報告)

第20条 借入人は、貸付対象事業の完了後、速やかに、事業完了報告書(様式第12号) に貸付対象事業により整備された施設等の写真を添付して市長に提出するものとする。

(貸付金の管理)

- 第21条 市長は、貸付金の使途の確認又は貸付債権の確保を図るため、その償還が完了 するまでの間、貸付対象事業の状況、借入人の信用状況等につき必要に応じて調査を行 い、借入人に報告を行わせることができる。
- 2 借入人は、貸付実行から償還完了までの間、借入人の毎決算期ごとに、借入金残高状 況報告書(様式第13号)及び営業報告書、賃借対照表、損益計算書その他市長が必要 と認めた書類を市長に提出するものとする。
- 3 借入人は、借入人又は連帯保証人の住所、商号もしくは名称、代表者、印鑑等、市長に届け出た事項に変更が生じた場合は、直ちに変更届(様式第14号)により市長に届け出なければならない。

(貸付等に係る事務の委託)

第22条 市長は、法令に定めるところに従い、地域総合整備資金の貸付けに係る支出事 務、徴収事務等を財団に委託するものとする。

(事務委託の手続き)

第23条 前条に規定する委託に際しては、市長は、財団と委託契約を締結する。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月28日から施行し、改正後の新潟市地域総合整備資金貸付要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月27日から施行し、改正後の新潟市地域総合整備資金貸付要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年6月14日から施行し、施行の日以後に受理した申請に係る貸付から適用し、同日前に受理した申請に係る貸付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年5月28日から施行し、施行の日以後に受理した申請に係る貸付から適用し、同日前に受理した申請に係る貸付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年5月12日から施行し、施行の日以後に受理した申請に係る貸付から適用し、同日前に受理した申請に係る貸付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年9月7日から施行し、施行の日以後に受理した申請に係る貸付から適用し、同日前に受理した申請に係る貸付については、なお従前の例による。